

令和5年委員会提出議案第2号

江南市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和5年8月31日提出

江南市議会議長

宮地友治様

議会運営委員会

委員長 伊藤吉弘

提案理由

この案を提出するのは、会派の構成に変更が生じたため、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会委員会条例（昭和50年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江南市議会委員会条例の規定は、令和5年8月31日から適用する。

(参 考)

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>